

医療法人 平和会 診療案内

吉田病院 (一般外来) 受付時間 午前8:30~11:45 午後13:00~15:30 夜間17:00~19:30

午前診療	内科(予約外)	○	○	○	○	○	○
	内科(完全予約)	○	○	○	○	○	○※1
	整形外科(予約制)	○	○	○	○	○	○
	外科・大腸肛門科	○	○	○	○	○	○
	泌尿器科(予約制)	○	○	○	○	○	○
午後診療	婦人科(予約制)	○	○	○	○	○	○
	健診	○	○	○	○	○	○
	内科(完全予約)	○	○	○	○	○	○
夜診	整形外科(予約制)	○	○	○	○	○	○
	婦人科(予約制)	○	○	○	○	○	○
夜診	診療・検査(予約制)	○	○	○	○	○	○

※1 土曜の内科は、5週目は完全予約の診療はありません。
※2 火曜の夜診は1・3週のみ、消化器内科の診療と胃カメラ検査。

〈眼科外来〉受付時間 午前8:40~11:45

	月	火	水	木	金	土
午前	○	○	○	○	○	○(1・3週のみ)
午後(検査予約)	○	○	○	○	○	○

〈精神神経科外来〉受付時間 午前8:30~11:45

	月	火	水	木	金	土
午前(予約制)	○	○	○	○	○	○
午後(予約制)	○	○	○	○	○	○

〒631-0818 奈良市西大寺赤田町1丁目7-1 ☎0742(45)4601

へいわ鍼灸院 施術時間 午前9:00~12:00 午後13:00~16:30 夜間17:00~19:30 ※すべて完全予約制です

	月	火	水	木	金	土
午前	○	○	○	×	○	○
午後	○	○	○	×	○	○

〒631-0818 奈良市西大寺赤田町1-4-6 ☎0742(49)9981

あやめ池診療所 受付時間 午前8:30~11:45 夜間17:00~19:15

	月	火	水	木	金	土
午前	○	○	○	○	○	○
午後	○	○	○	○	○	○
夜診	○	○	○	○	○	○

〒631-0033 奈良市あやめ池南6丁目1-7 ☎0742(45)0460

※精神科は完全予約制です。

とみお診療所 受付時間 午前8:30~11:45 夜間17:00~19:15

	月	火	水	木	金	土
午前	○	○	○	○	○	○
午後	○	○	○	○	○	○
夜診	○	○	○	○	○	○

〒631-0061 奈良市三碓2丁目1-6 ☎0742(45)7480

※診療はすべて予約制です。
※当日の予約枠、急患の方の診療枠もありますのでお気軽に電話いただくか受付にてお申し出ください。

ならやま診療所 受付時間 午前8:40~11:30 夜間17:10~19:15

	月	火	水	木	金	土
午前	○	○	△	○	○	○
夜診	○	○	○	○	○	○

〒631-0805 奈良市右京3丁目2-2 ☎0742(71)1000

※△印についてはお問合せ下さい。

夕陽ヶ丘診療所 受付時間 午前8:30~11:45 夜間17:30~19:45

	月	火	水	木	金	土
午前	○	○	○	○	○	○
夜診	○	○	○	○	○	○

〒636-0801 生駒郡三郷町夕陽ヶ丘1-40 ☎0745(72)9490

いごま駅前クリニック 受付時間 午前8:30~11:45 午後13:30~15:30 夜間17:00~19:15

	月	火	水	木	金	土
午前	○	○	○	○	○	○
午後	○	○	○	○	○	○
夜診	○	○	○	○	○	○

〒630-0256 生駒市本町7-10 ☎0743(71)7222

※心療内科は予約制 ※水曜午前の予約検査は胃カメラ、腹部エコー(予約制)です。

きたまちクリニック 受付時間 午前9:00~12:30 午後13:30~16:00 夜間17:30~20:00

	月	火	水	木	金	土
午前	○	○	○	○	○	○
午後	○	○	○	○	○	○
夜診	○	○	○	○	○	○

〒631-0817 西大寺北町4丁目4-1 ☎0742(48)8255

※きたまちクリニックは完全予約制です



東京・代々木公園に福島から、全国から、集まった17万人が「原爆なくせ」と声をあげ、政府に決断を迫りました。平和会から27名、奈良民医連全体で96名が参加しました。

「さようなら原爆17万人集会」に参加しました!

吉田病院「平和のつどい」を開催



今年8月6日の原水禁世界大会広島大会に、平和会から代表派遣3名が参加しました。その報告会をかね、毎年夏に吉田病院で開催されている「平和のつどい」が、今年も8月17日に行われました。

核兵器廃絶 として 脱原爆をめざして

吉田病院には「無料低額診療」があり、収入が厳しい時に、医療費の支払いが無料または低額となる制度があります。医療費が払えないから病院にかかれない、とこの

吉田病院には 無料低額診療制度 があります

生活保護制度は国民の99%の命のとりで 事実にもとづく冷静な議論を

生活保護制度は、憲法25条が保障する「健康で文化的な最低限度の生活」を権利として具体化したものです。しかし、残念ながら誤った情報やパッシングがまことしやかに流布されて、様々な偏見を生み、一方で貧困の進行や不安定な雇用の問題は覆い隠されています。さらに、生活保護費の削減は、生活保護受給者のいっその生活苦だけでは済まず、最



参考：日本弁護士連合会 「Q&A いまニッポンの生活保護制度はどうなっているの?」
くわしくは同会ホームページで。http://www.nichibenren.or.jp/



- 不正受給者が増えていると聞きますが?
 - ▲不正受給の割合は保護費全体の0.4%程度で変化はありません。しかも中には悪質とはいえないケースも含まれます。
- 生活保護利用者が過去最高になったと聞きますが?
 - ▲実数は過去最高の1951年に並びましたが、人口は当時の1.5倍。かんじんの利用率は3分の2の1.6%に減っています。むしろ数百万人が保護からもれています。なお、先進諸外国はドイツ9.7%、フランス5.7%、イギリス9.2%の利用率です。



もありです。課税基準や最低賃金などは、最低生活費が基準になっているからです。そもそも生活保護受給者が200万人を超えたのは、年金の少ない高齢者の増加や雇用・失業対策の不十分さが原因だと指摘されています。

夏の一日看護体験 看護師になりたいという想が強くなった

平和会で毎年取り組む一日看護体験、この夏も4回実施し、高校生など総勢54名の参加がありました。聴診器を使ったがいの血圧を測定します。「相手の血圧の音が聞こえなくて不安に思ったけれど、何とかできた」との感想が。実施体験では患者様に足浴をさせていただき、「ありがとう、気持ちよかったわ」「極楽や」と言っていたことができました。「喜んでもらえて



新病棟開設に向けて 看護師さん大募集中!

ぜひお知り合いの看護師さんをご紹介下さい。問い合わせ：吉田病院師長室まで 電話：0742-45-4601(代) Email: shichoushitsu@heiwakai.or.jp

看護師を増やして、もっとゆったりした看護がしたい!

「高額療養費制度」をご存知ですか 病院窓口の支払いが軽減されます

高額療養費制度とは、高額療養費制度は医療機関や薬局の窓口で支払った1ヶ月間の医療費が、「自己負担限度額」(左図①②を参照)を超えた金額が払い戻される制度です。ただし入院時の保険診療以外の費用や食費負担等が含まれません。申請手続きはお早めに!

国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証

交付年月日	年 月 日
氏名	姓 名
住所	〒 市 区 町 丁目 番 号
生年月日	年 月 日
交付年月日	年 月 日
有効期限	年 月 日
適用区分	
負担上限額	円
負担割合	%
保険料負担額	円
標準負担額	円
負担軽減額	円

見本

図① ■70歳未満の場合

適用区分	自己負担限度額
A. 上位所得者 (標準報酬月額※53万円以上)	150,000円+(医療費総額-500,000円)×1% 多数該当：83,400円
B. 一般 (A、C以外の方)	80,100円+(医療費総額-267,000円)×1% 多数該当：44,400円
C. 住民税非課税者	35,400円 多数該当：24,600円

●健康保険限度額適用認定証には加入者様(ご本人)の所得区分に応じた自己負担額の適用区分をアルファベットで表示してあります。

図② ■70歳以上の場合

区分	自己負担限度額(月額)		所得区分
	外来(個人ごと)	入院及び世帯単位の外来	
現役並所得者(注)	44,000円	80,100円+(医療費-267,000円)×1% ※[44,400]	自己負担が3割の人
一般	12,000円	44,400円	一定以上所得者、住民税非課税者以外の人
住民税 II	8,000円	24,600円	世帯主および世帯全体が住民税非課税
非課税者 I		15,000円	IIであって、各種所得から必要経費・控除を差し引くと所得が0円になる世帯

注) 現役並所得者とは、標準報酬月額が28万円以上(17等級以上)の被保険者とその被扶養者で70歳以上の人など、一部負担金の支払いにあたって3割負担が適用される高齢受給者です。

図③ ■入院時の食事減額

区分	金額
○一般(下記以外の人)	260円
住民税非課税世帯	90日までの入院 210円
○70歳以上低所得者2	90日を越える入院 160円
○70歳以上低所得者1	100円



次回(その②)は、「高額療養費合算制度」なにかについて説明します。

病院等で医療費が高額になりそうなお時

受付窓口へご提示ください

入院につきましては、入院時または入院期間中に「限度額適用認定証」を受付窓口へ必ず提示して下さい。また、住民税非課税世帯の方は食事費用が軽減されます。過去1年間に3か月以上入院され高額療養費の適用を受けた場合、4ヶ月目から多数該当にあたり自己負担限度額がさらに軽減されます。(左上図①②参照)